

# 目 次

## 第1部 ひろがる県民参加の環

第1章 環境問題の動向	1
第2章 本県の最近の取組	2
1 千葉県三番瀬再生計画の策定に向けて～三番瀬再生への取組～	6
2 身近な自然を守るために～生物多様性の保全～	10
3 とりもどそう！ふるさとの自然～ちば環境再生基金～	14
4 ストップ・ザ・不法投棄～産業廃棄物の不適正処理対策～	18
5 恵み豊かな沼をふたたび～印旛沼・手賀沼での水循環回復の取組	22
6 きれいな千葉の空を取り戻すために～ディーゼル自動車対策～	26
7 多様な生物のゆりかご地球の環境を守る～地球温暖化問題～	28
8 千葉県らしい資源循環型社会づくりの推進～資源循環型の社会づくり～	32
9 協働のちえ～環境学習の推進～	36

## 第2部 持続可能な社会の実現を目指して

第1章 総合的な環境保全への取組	39
第1節 千葉県環境基本計画	39
第2節 千葉県資源循環型社会づくり計画	43
第3節 ちば環境再生計画	45
第4節 「バイオマス立県ちば」推進方針	49
第5節 千葉県西・中央地域エコタウンプラン	49
第6節 環境マネジメントシステム	50
第7節 エコテク・サポート制度 ～環境新技術推進制度～	58
第8節 公害防止計画	58
第9節 公害防止協定	62
第10節 環境影響評価制度等	65
第11節 環境月間	66
第12節 千葉県地域環境保全基金	71
第13節 NPO等との連携の推進	72

第2章 環境学習の推進	73
第1節 環境学習の必要性	73
第2節 環境学習の基本的な考え方	73
第3節 環境学習の展開	76
第4節 パートナーシップの構築に向けて	79
第3章 地球環境への取組	81
第1節 地球規模の環境問題	81
第2節 地球環境保全に向けた取組	82
第4章 生物多様性の保全に向けて(自然環境)	88
第1節 自然環境の体系的保全	88
第2節 自然公園の保護と利用	91
第3節 種の保存	91
第4節 鳥獣の保護管理	93
第5節 自然とのふれあいの確保	95
第6節 森林の保全	96
第7節 都市の自然環境の保全	99
第8節 文化財の保護	102
第5章 改善が進む千葉の空(大気環境)	104
第1節 大気汚染の現状	104
第2節 大気汚染防止対策	112
第3節 大気汚染による影響・被害	119
第6章 静かな住環境への取組(騒音・振動)	122
第1節 騒音の現状	122
第2節 騒音防止対策	123
第3節 振動の現状	125
第4節 振動防止対策	126
第7章 航空機騒音の解決を目指して	129
第1節 航空機騒音の現状	129
第2節 航空機騒音防止対策	132

第8章 環境にやさしい車社会を目指して（自動車交通公害）	136
第1節 自動車交通公害の現状	136
第2節 自動車交通公害防止対策	138
第9章 産業の発展と共に変わる悪臭対策	145
第1節 悪臭の現状	145
第2節 悪臭防止対策	145
第10章 みんなで取り組む水質改善（水環境）	149
第1節 水質汚濁の現状	149
第2節 水質保全対策	156
第11章 大切にしよう私たちの大地（地質環境）	170
第1節 地盤沈下の現状と対策	170
第2節 地下水汚染の現状と対策	179
第3節 土壌汚染の現状と対策	184
第12章 廃棄物に対する取組	186
第1節 一般廃棄物	187
第2節 産業廃棄物	195
第13章 化学物質に対する取組	204
第1節 P R T R制度（化学物質排出・移動量届出制度）への取組	204
第2節 千葉県化学物質環境管理指針	209
第3節 ダイオキシン類対策	209
第4節 内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）への対応	215
第14章 地域での取組	224
第1節 市町村の取組	224
第2節 事業者の取組	225
第3節 県民の取組	225
第15章 その他の環境保全対策	226
第1節 公害紛争・公害苦情の処理	226
第2節 環境犯罪の取締り	226
第3節 環境保全に関する調査・研究の推進	228

第4節 融資・助成制度	232
第5節 特定工場における公害防止組織の整備	234
第6節 関係地方公共団体との協力の推進	234
第7節 市町村の環境保全対策	234

## 資料編（目次は資料編の冒頭に記載）

- 1 環境行政の推進体制
- 2 法令等の整備
- 3 大気環境
- 4 水環境
- 5 地質環境
- 6 騒音・振動
- 7 廃棄物
- 8 化学物質
- 9 自然環境
- 10 地域環境活動
- 11 環境行政一般

環境用語解説（本文中＊印のある用語等について解説）

- ・本白書は、平成15年度の環境の現状とその対策をまとめたものですが、平成16年度の事項についても一部記述することとしました。
- ・平成の元号は原則として省略しております。